## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	健康増進事業に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権 利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって 個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岐阜県八百津町長

#### 公表日

令和2年8月31日

#### I 関連情報

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進事業に関する事務					
②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 (2)健康増進法による健康増進事業の対象者の把握					
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル	A Company of the Comp					
健康管理情報ファイル、統合宛	2名ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番76					
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>					
②法令上の根拠	※健康増進事業に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供及び情報照会は行わない。					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉課					
②所属長の役職名	健康福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)</mark>

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和2年7月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和2年7月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書	] ては、それぞれ〕	重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記			
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネッ	ットワークシスラ	テムを通じ	これ 大手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	根提供ネットワー	クシステム	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(損	是供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	]		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[〇]自	己点検	[ ]	] 内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	<b>多発</b>						
従業者に対する教育・啓発	[ +:	分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている。			

## 変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
平成29年11月1日	評価実施期間における担当部 署②所属長	健康福祉課長 市岡盛彦	健康福祉課長 藤本清久	事後		
			平成29年11月1日 時点	事後		
平成31年3月1日	11 Cさい値刊町頃日内 いつ時点の係数か 評価実施期間における担当部 署②所属長	健康福祉課長 藤本清久	健康福祉課長	事後		
亚世纪在2月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	平成29年11月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後		
平成31年3月1日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後		
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後		